

岐阜市内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
岐阜公園歴史博物館前	岐阜市大宮町二丁目18番1	令和7年4月1日「岐阜公園・岐阜城」に移行		
J R 岐阜駅	岐阜市橋本町一丁目5番地	岐阜市が運行する自動運転バスに限る	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和5年10月18日 関係者全員による 合意が完了
市民会館・裁判所前	岐阜市美江寺町二丁目4番1			
市役所・鶯谷高校口	岐阜市七軒町25番地			
柳ヶ瀬	岐阜市神田町四丁目14番地			
金華橋通り柳ヶ瀬	岐阜市金町2丁目9番地			令和7年3月12日 関係者全員による 合意が完了
岐阜公園・岐阜城	岐阜市大宮町1丁目23番地2			